

特別史跡加曽利貝塚アプリケーション制作等業務委託仕様書

1 委託業務名

特別史跡加曽利貝塚アプリケーション制作等業務委託

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和3年3月18日（木）まで

3 目的

本業務は、令和2年度に実施する特別史跡加曽利貝塚の環境整備工事（園路・サイン等）に併せ、見学者がタブレットやスマートフォン（以下「スマートデバイス」という。）を用いながら、楽しく史跡を巡ることができる環境を提供するため、視覚的・聴覚的に見学を補助するアプリケーションを制作するとともに、供用開始に向けた必要な業務を行うものである。

4 適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下「発注者」という。）が発注する「特別史跡加曽利貝塚アプリケーション制作等業務委託」を受注した者（以下「受注者」という。）が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

5 業務概念

本業務を施行するにあたって、受注者は発注者の意図及び目的を十分理解したうえで経験のある最上級の技術者を定め、かつ、適正な人員を配置して、最高技術を発揮できるよう努めるとともに、正確丁寧に行うものとする。

6 業務の指示及び監督

- (1) 受注者は、本業務を施行するにあたり、発注者が別途定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

7 対象地域

千葉市若葉区桜木2丁目81番1外（特別史跡加曽利貝塚史跡指定地内）
別紙「短期的整備概要図」参照

8 業務内容

(1) アプリケーションの制作

見学者がスマートデバイスで位置情報を取得し、または解説板等に設置するマーカー等を認識することにより、その場所に関連づいた情報をスマートデバイス上に表示するとともに、音声により見学を補助するアプリケーションを制作する。

アプリケーションを予めインストールした専用のスマートデバイスを見学者に貸出すものとし、特別史跡加曽利貝塚の史跡指定地内を楽しく巡りながら、縄文時代の暮らしや文化、加曽利貝塚について知ることができる仕様を提案すること。

制作するアプリケーションの仕様・機能として、以下の条件を満たすこと。

ア 対象エリアは、史跡指定地内とすること。史跡内にある施設のうち、北貝塚住居跡群観覧施設、北貝塚貝層断面観覧施設、南貝塚貝層断面観覧施設の3棟は対象とするが、博物館本館内は原則として含まない。

イ 見学者が楽しみながら史跡を巡ることができるものとする。

ウ 見学者が歩きながらスマートデバイスを凝視することなく、安全かつ快適に史跡を巡ることができるものとする。

エ 情報の提供は、映像・テキスト・音声で行うこと。

オ 映像・音声素材等は、当アプリケーション以外にも様々な活用ができるように考慮し、作成すること。

カ 多言語（日本語、英語、中国語簡体・繁体、韓国語）対応とすること。多言語化の作業は、発注者が提供する日本語のテキストをもとに、本業務の中で、受注者が行う。

キ 加曽利貝塚を紹介する5分程度の映像を制作すること。また、発注者のホームページでのアプリケーションの周知等に用いる2分程度のダイジェスト版も併せて制作する。

ク 加曽利貝塚を題材に、縄文時代の暮らしや文化を紹介する映像を5シーン程度制作すること（AR・VR・実写等）。

（例）空から見た縄文時代の集落景観、復元住居での暮らし、海での漁や貝の採取、野山での狩り、土器づくり、石器づくり 等

ケ 史跡内に20か所程度の解説スポットを設置し、解説板17基での説明内容を補足し、さらに詳細な解説を行うとともに、最新の調査研究成果を紹介すること。

コ 過去の発掘調査地点のうち、10か所程度の解説スポットを設置し、発掘調査当時のようすや出土資料等の写真等を用いながら、調査成果を紹介すること。

サ 史跡内の危険箇所等の注意スポット（10か所程度を想定）に近づいた場合、音声や振動、警告音等により見学者に注意を促す案内を行うこと。

シ 学術性を損なわずに、楽しむことができるエンターテインメント機能を提供すること。

（例）記念写真撮影、スタンプラリー、クイズ、ゲーム 等

ス 現地への新たな設置物は不要とすること。ただし、発注者と協議の上、マーカールの貼付け等、既存の施設や設置物への軽微な変更を行うことは可能とする。

(2) 実証実験の実施

ア 令和3年4月の供用開始に向け、加曽利貝塚で開催するイベントへの来場者等を対象とした実証実験を1回実施し、サービス内容に対する意見や供用開始にあたって必要な情報を収集すること。

イ 収集した意見や情報を参考にし、アプリケーションの仕様・機能及び保守運用の提案を取りまとめること。

(3) 保守運用の提案

ア 保守運用の方法と費用について、提示すること。その際、クラウドサービスを含めてよいものとする。

イ 本業務の委託期間中にかかる保守運用費は、委託料に含めるものとする。

ウ 令和3年度から令和7年度までの保守運用費についても提示すること。また、費用の節減の方策について提案すること。

(4) サービス内容の周知

ア 令和3年4月の供用開始に向け、千葉市ホームページでの告知用ページ、チラシ・ポスターの原稿を制作する。なお、印刷・発送費は委託料に含めない。

イ その他、サービス内容の周知について、見学者の増加につながる提案を行うこと。

(5) 付加提案

その他、本事業の効果を高めるための提案を積極的に行うこと。

9 信頼性等の要件

(1) 信頼性

スマートデバイス及び関連機器は、常時、正常に動作すること。

(2) 可用性

アプリケーションの不具合等が確認された場合、速やかに修正等を行うこと。

(3) 完全性

アプリケーションの公開・利用に必要なデータが破損した場合の復旧を速やかに行う方法について、提示すること。

(4) 機密性

ユーザー情報の取得は、運用上必要最低限にとどめ、取得した情報については、漏洩・改ざん事故等が発生しないように対策を講じること。

(5) 拡張性

アプリケーションは、大きな変更や交換を伴わずに、機能の追加や変更ができること。

(6) 上位互換性

本業務の委託期間中にOSのアップデートが発生した場合は、これに対応すること。

(7) システムの中立性

システム拡張時、あるいは次期更改時等において、他の事業者等に必要な情報を、支障なく引継ぐことが可能なシステム構成とすること。

(8) アクセシビリティ

スマートデバイスに不慣れな利用者が、複雑な操作を行うことなく利用できること。

10 業務を進めるうえでの留意事項

(1) 採択された企画提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。

(2) 特別史跡加曽利貝塚の整備事業に関する庁内外の会議や、翌年度の予算編成時において、業務進捗状況についての報告を求められた場合は、必要な資料を速やかに作成し、報告するものとする。

(3) 監督員は、業務担当課である文化財課から選任する。

11 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、関係法令、規則等を遵守すること。

12 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

本業務において制作した最終成果物に関する著作権、所有権、利用権等の権利は、当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、本業務に対して既存のアプリケーションサービスを活用する場合、当該アプリケーションに関する著作権、所有権、利用権等の権利は除く。

(2) 著作権・知的財産権の使用

ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

イ 上記に関わらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りではない。

13 発注者が提供（貸与）できる資料等

- ・ 各種図面類
- ・ 市保管の写真・映像等
- ・ 市保管の書籍等
- ・ 史跡加曽利貝塚保存活用計画書
- ・ 史跡加曽利貝塚総括報告書
- ・ 特別史跡加曽利貝塚グランドデザイン
- ・ 特別史跡加曽利貝塚短期的整備基本設計

- ・特別史跡加曾利貝塚環境整備工事（第1期）実施設計
- ・その他（業務に必要なデータ等）

14 成果物

- (1) 制作物 各3部
アプリケーションを納めたDVD等の記憶媒体、構成図、画面等の印刷物を含む。
ただし、本業務に対して既存のアプリケーションサービスを活用する場合には、納品データについて、別途協議して取り決めることとする。
- (2) 操作マニュアル及び運用マニュアル 各3部
操作方法や運用方法及び注意点をまとめたもの。
- (3) 貸出用タブレット 30台
アプリケーションのインストールを実施したもの。付属品、ケース、充電器を含む。
- (4) その他提案者が必要とする機器・設備類 一式
成果物の納品までに、発注者及びその他関係者に対し、運用マニュアルを用いて、利用方法の研修を行うこと。

15 その他

- (1) この業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務の進捗状況の報告を求めることができるものとする。